

# 「半田市市有施設への太陽光発電設備等導入事業」

## 実施要領

令和6年8月

半田市

## 半田市市有施設への太陽光発電設備等導入事業実施要領

### 1. 趣旨等

半田市(以下、「市」という。)では、令和2年(2020年)に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」に挑戦すること(ゼロカーボンシティ)を表明し、ゼロカーボンシティはんだビジョンを始め各種計画において、温室効果ガス排出量の削減目標を定め、それに向け様々な取り組みを行っている。

本実施要領は、市が所有する施設に太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を抑制するとともに、災害時のエネルギー確保を目的として、PPA方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 2. 事業概要

#### (1) 事業名

半田市市有施設への太陽光発電設備等導入事業(以下「本事業」という。)

#### (2) 事業内容

事業者は、事業者の負担により、市が所有する施設に太陽光発電設備及び蓄電システムを導入し、事業期間において運転、維持管理を行う。

市は、太陽光発電設備から供給される電力を当該施設で使用し、使用した電力量に応じて電気料金を支払う。また、当該施設で生じる余剰電力については、オフサイト PPAの仕組みで、他の施設へ供給することを想定しているため、その場合においても使用した電力量に応じて電気料金を支払う。

本事業は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)(以下「国交付金」という。)を活用し、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和6年7月23日付け環地域事発第2407232号。以下「国交付要綱」という。)及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和6年7月23日付け環地域事発第2407232号。以下「国実施要領」という。)に基づき、事業者に対して市から予算の範囲内で半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金(以下「市補助金」という。)を交付する。交付にあたっては、市の予算確保の状況及び国交付金の内示状況により、事業規模等が変更となる場合がある。

なお、本事業の詳細は、別紙「半田市市有施設への太陽光発電設備等導入事業仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

#### (3) 事業場所及び事業期間

別紙「仕様書」のとおり

#### (4) 担当部署

半田市市民経済部環境課環境担当(以下「市環境課」という。)

### 3. 参加資格

参加資格は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (3) 半田市暴力団排除条例(平成23年条例第19号)第2条第1号及び第2号に該当する者でないこと。
- (4) 協定締結日までの間に、令和6年度・7年度半田市入札参加資格(物品等)を有する者であること。
- (5) 本プロポーザル実施の参加申込書の提出期限から協定締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止措置期間のないこと。
- (6) 国税(消費税及び地方消費税を含む。)、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

#### 4. 参加申込書の提出

##### (1) 提出書類及び提出部数

- ① 「参加申込書(様式1)」
- ② 「会社概要書(様式2)」
- ③ 「登記事項証明書」 ※受付時前3か月以内に発行されたもので、写し可。
- ④ 「誓約書(様式3)」
- ⑤ 「国税(消費税及び地方消費税を含む。)、都道府県税及び市町村税の滞納がないことが分かる書類」 ※受付時前3か月以内に発行されたもので、写し可。

※提出部数は、上記①から⑤までの各1部

##### (2) 提出方法及び提出先

市環境課あてに、郵送又は持参し提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留など配達完了の確認ができる方法とすること。

※持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの時間とする。

##### (3) 提出期限

令和6年8月27日(火)午後3時(必着)

なお、参加申込書提出後に参加を取りやめる場合は、「辞退届(様式11)」を提出すること。

#### 5. 参加資格の確認結果

参加申込をした者に対し、参加資格の確認を行い、令和6年9月2日(月)までに結果を通知する。なお、参加資格の無い者からの企画提案は受け付けない。

#### 6. 候補施設の資料提供

市が参加資格を認めた事業者を対象に、次の期間に「参考資料(別紙3)」を提供する。

なお、紙媒体で保管している資料(持ち出し及び複写は不可、写真撮影は可)については、次の期間に閲覧すること。施設によっては、資料が現存しないものがあるので、注意すること。

・日 時：令和6年9月4日(水)から9月6日(金)までの午前9時から午後5時まで

・場 所：市環境課

※閲覧を希望する場合は、事前に令和6年8月27日(火)午後3時までに市環境課へ電子メールで希望日時及び参加人数を申し込むこと。なお、申込状況によっては、市環境課が調整する場合がある。

## 7. 候補施設の現地確認

市が参加資格を認めた事業者を対象に、候補施設の見学を行うものとし、施設見学を希望する場合は、事前に次のとおり申し込むこと。施設見学は、申し込みがあった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。

なお、施設見学は、令和6年9月9日(月)から9月20日(金)までの市役所開庁日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に実施し、市環境課及び施設管理者の指示に従うこと。

・申込期限：令和6年8月27日(火)午後3時

・申 込 先：市環境課

・申込方法：「施設見学申込書(様式4)」を申込先へ電子メールで提出

## 8. 企画提案書届出書の提出

### (1) 提出書類及び提出部数

①「企画提案書届出書(様式5)」

②「企画提案書(様式6)」

③「事業実施体制(様式7)」

④「協力事業者届出書(様式8)」

⑤「一級建築士及び電気主任技術士の資格証の写し」

※事業実施体制の中で、協力事業者が満たす場合も可

⑥「貸借対照表、損益計算書など健全な経営能力を有することが確認できる書類」

※直近2か年分が分かるもの

⑦「過去の類似事業実績(様式9)」

※実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること(契約が証明できる部分のみの写しで良い)

※提出部数は、上記①から⑦までの各正本1部及び副本8部

### (2) 提出先及び提出方法

市環境課あてに、郵送又は持参し提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留など配達完了の確認ができる方法とすること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの時間とする。

### (3) 提出期限

令和6年10月24日(木)午後3時(必着)

## 9. 企画提案書及び事業実施体制の内容

本事業は、国交付金を活用するため、国交付要綱及び国実施要領に基づき、提案することとし、提案単価等においても、国交付金を活用した市補助金が交付されることを前提として提案すること。

また、本事業は、別紙「仕様書」を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

### (1) 企画提案書(様式6)

#### ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

#### イ 設置候補施設(年度ごと)

別紙「仕様書」の1. 事業内容(4)事業計画をもとに、「候補施設(別紙1)」の中から、期間中の事業計画(各年度における太陽光発電設備及び蓄電システムの事業量、設置施設)を提案すること。ただし、「候補施設(別紙1)」のうち、「太陽光及び蓄電池」欄に○印が付してある施設(全11施設)は、太陽光発電設備及び蓄電池設備の導入を必須とし、「避難所」欄に○印が付してある施設(前述の11施設を除く)は、可能な限り設備を導入する提案とすること。なお、最終的な実施場所等については、協定締結後に事業者と協議の上、決定する。

#### ウ 太陽光発電設備容量

各施設における想定設備容量(太陽光発電設備定格出力(kW)及びパワーコンディショナの最大定格出力(kW))を検討すること。

#### エ 蓄電池設備容量

各施設における想定設備容量(蓄電池出力(kW)及び容量(kWh))を検討すること。

#### オ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・各施設における想定自家消費電力量を記載すること。検討にあたっては、全施設合計の自家消費電力量(kWh)が最大となる考え方を示すこと。
- ・温室効果ガス排出削減量は、全施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック(令和6年4月環境省地球環境局公表)で定められている0.434kg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用すること。

#### カ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法(架台等)、検討において想定した設備仕様(寸法、重量等を含む)を記載すること。
- ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955 に定められている荷重(風圧、積雪、地震等)に耐えうる構造であること。

#### キ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法(特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等)
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力(kW)

#### ク 提案単価及び発電設備導入前後の電気料金(参考見積)

- ・単価は契約期間中、全施設一律とし、市より提示した参考単価をもとに提案すること。単価は、消費税及び地方消費税を含め、少数第2位までの額とし、提案すること。
- ・電気料金の概算については、運転期間中における市の負担として算出すること

(運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等、国交付金を活用した市補助金の額等を入れた場合の算出根拠を含み、示すこと)。

・余剰分は、オフサイトPPAの仕組みで、他の施設へ供給することを想定しているため、単価は契約期間中、全施設一律とし、市より提示した参考単価をもとに提案すること。この場合の実施可能時期及び単価も提案することとし、その単価は、消費税及び地方消費税を含め、少数第2位までの額とし、提案すること。

#### ケ 使用料

行政財産使用に係る使用料は、提案者からの提案により決定するため、使用料の単価に加え、その算定根拠や考え方を示すこと。ただし、参考単価は年額で1㎡あたり〇〇円(税込み)を示すため、参考単価をもとに契約期間中の全施設一律の1㎡あたり(年額)の使用料単価を提案すること。使用料単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。

#### コ その他独自提案

その他、事業実施に係り、提案することがあれば記載すること。

例:市の特性を踏まえた独自提案、環境教育に係る取組、その他温室効果ガス排出量の削減に有効な独自提案、太陽光発電設備による発電量や温室効果ガス排出量の削減量を把握するための設備など

### (2) 事業実施体制(様式7)

#### ア 事業実施体制図

本事業に係る人員体制、役割、資格、経験等事業の実施体制を示すとともに、事業実施体制の一部に協力事業者が加わる場合は、「協力事業者届出書(様式8)」に役割等を記載すること

#### イ 工事計画概要(設備導入工程表)、実施体制(本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載)、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

#### ウ 市内業者の活用の提案

本事業における下請け業者等の選定は、可能な限り市内業者を優先すること。

なお、本事業は、市が直接的に公共工事を発注する等の類のものではないが、「公共調達における実施方針」(市ホームページ参照)に準拠した提案とすること。

#### エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制

#### オ 事業者の経営状況(2年間)

賃借対照表、経常利益(又は営業利益率)、流動比率、自己資本比率等

#### カ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

#### キ 故障、緊急時の対応体制図

#### ク 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。事業者が破綻した場合に設備を撤去する方策(第三者機関での撤去費用の積立て、履行保証保険への加入等)も記載すること。

#### ケ 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中及び撤去までにかかり設定するすべての保証内容

## 10. 企画提案書届出書作成にあたっての留意事項

- ・A4 版を基本とすること。一部 A3 版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ・枚数に制限は設けないが、企画提案書等は簡潔にまとめること。また、ページに通し番号を付すこと。
- ・企画提案書等の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

## 11. 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」(様式10)を提出するものとする。

### (1) 質問受付

#### ア 受付期間

令和6年8月13日(火)から9月27日(金)午後3時まで

#### イ 提出方法

電子メールで受け付けるもので、電話等では受け付けはしない。また、メールの件名は「半田市市有施設への太陽光発電設備等導入事業に関する質問」とすること。メール送付後、電話により提出先へ確認すること。

#### ウ 提出先

市環境課の電子メールアドレスに提出すること。

### (2) 回答

回答できるものから順次、市ホームページに掲載し、令和6年10月3日(木)午後5時までに、市ホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載(質問を行った法人名等は公表しない。)する。

なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

## 12. 企画提案の審査及びスケジュール

企画提案は、企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、市プロポーザル審査委員会(「以下「審査委員会」という。)」において審査する。

また、プレゼンテーション及びヒアリングの実施に際しては事前に書面により事業者に質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

審査にあたっては、審査委員会の各委員が次に示す「評価基準」に基づき採点し、各審査員の評価点を合算した評価点が最も高い事業者を事業予定者として決定する。ただし、最も高い事業者が2以上あるときは、審査委員会において、合議のうえ、事業予定者を決定する。

企画提案者が1者の場合でも、競争性が確保され、事業予定者の決定に支障がないと審査委員会が認める場合は、審査を実施する。

事業予定者の決定にあたっては、各審査員の平均評価点が評価点の7割以上を合格基準とし、合格基準を満たさない事業者は、事業予定者の対象としない。

### (1) スケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

なお、事務の都合により、スケジュールを変更する場合がある。

- ① 公募広告(開始) : 8月13日(火)
- ② 参加申込受付締切 : 8月27日(火)
- ③ 参加資格確認結果通知 : 9月2日(月)
- ④ 施設見学 : 9月9日(月)から9月20日(金)まで
- ⑤ 質問書締切 : 9月27日(金)
- ⑥ 質問書への回答期限 : 10月3日(木)
- ⑦ 提案書等の提出締切 : 10月24日(木)
- ⑧ プレゼンテーション及びヒアリング : 10月30日(水)
- ⑨ 最優秀提案者発表及び提案評価結果通知 : 11月7日(木)
- ⑩ 協定締結 : 11月中旬頃(予定)

## (2) プレゼンテーション及びヒアリング

### ア 日時

令和6年10月30日(水)午前9時から(予定)

### イ 会場

半田市役所 庁議室(4階) ※日時及び会場の詳細は別途通知する。

### ウ 発表方法

企画提案書届出書を用いた説明とし、追加の提案及び資料は認めない。なお、当日は、市がスクリーン及びプロジェクター(HDMI ケーブルを含む)を用意するので、必要に応じて、パソコン等を用意すること。

### エ 発表時間について

1企画提案者あたりプレゼンテーション25分、質疑20分(予定)。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

## (3) 結果の通知等

結果は、審査後、参加者全員に文書により通知するとともに、市ホームページで最優秀提案者等を発表する。

## (4) 協定の締結について

市は、事業予定者と仕様書に基づき詳細を協議し、事業開始に向け協定を締結する。その後、必要な手続きを経た上で、市は当該事業者と電力受給契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、審査委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

## 13. その他留意事項

### (1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。

イ 提案者は、市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らか



の損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画提案書等その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、半田市情報公開条例(昭和61年条例第6号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
- (6) 市が提供する資料は、応募に係る検討の目的以外で使用しないこと。
- (7) 本事業の担当部署は、次に記載(15. 担当部署及び連絡先)のとおりであるが、事務を執る場所は、市役所庁舎ではなく、市リサイクルセンター内であるので、注意すること。

#### 14. 失格要件

企画提案書届出書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で審査委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書等の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、審査委員会が不適切と判断したとき。

#### 15. 担当部署及び連絡先

半田市市民経済部環境課環境担当

所在地 〒475-0803 愛知県半田市乙川末広町50番地

電話 0569-21-4001

F A X 0569-21-6405

電子メール [kankyou@city.handa.lg.jp](mailto:kankyou@city.handa.lg.jp)

「評価基準」

評価項目		評価の視点	配点
1. 技術提案 (35点)	導入設備の内容	技術提案の具体性及び妥当性	10
		設備容量に関する提案	
		導入予定施設数に関する提案	
	二酸化炭素排出量の削減効果	排出量削減に取り組む提案がなされているか、シミュレーション等は妥当か	5
	災害等、非常時利用の内容	実用性の高い提案がされているか	5
	地域特有の課題への対応	積雪・塩害・台風等への対応は妥当か	
	創意工夫	エネルギーの有効活用に関する提案、電力の地産地消等	5
	環境への配慮	施設周辺への配慮(騒音・振動対策・安全対策等)は妥当か	5
余剰電力の活用に関する具体提案	余剰電力が他施設で消費される仕組みになっているか、売電収益が自治体の電力購入単価低減に繋がっているか等	5	
2. 実施体制 (35点)	工事遂行能力	実施体制	5
		施工スケジュール	
	業務遂行能力	メンテナンス計画	5
		維持、管理等の実施体制	
	事業実施中のリスク対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	5
	事業実施に係る保証	設備の導入、運転期間中、撤去まで対応できる提案となっているか	5
	長期契約における事業継続性についての保証	事業継続を保証できる提案となっているか	5
	品質管理の提案	設備の設置、施工方法等に対し、優れた品質管理の提案があるか	5
保障、損害保険	保証期間、保証内容、損害保険等は妥当か	5	
3. 実績 (10点)	会社概要	財務状況等について、資金調達に問題がないか(経常利益・黒字年数・自己資本比率)	10
	類似実績	過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか	
4. 電気料金等 (5点)		電気料金がどの程度低減されるか	5
		料金単価(自家消費)の算出方法	
		料金単価(余剰分)の算出方法	
		使用料の算出方法	
5. 地域貢献 (15点)	地域事業者の活用 地域等への貢献	地域貢献についての提案がなされているか、市の特性を生かした独自提案となっているか、効果が期待できるか	15
合 計			100 点